

思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場

(第1回幹事会)

◆開会

○事業課長

それでは、定刻よりちょっと早いですが、皆様お集まりでございますので、ただいまから思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回幹事会）を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、事務局・独立行政法人水資源機構ダム事業部事業課長、若林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。まず議事次第が1枚、幹事会の構成が1枚、資料1として、検討の場の規約、資料2として、再評価実施要領細目、そして、資料3、A3判でございますけれども、検証に係る検討の進め方についてでございます。配付漏れ等がございましたら、お知らせいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

あと、記者発表の際に会議の公開についてお知らせしておりますが、カメラ撮りは冒頭からあいさつまでとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、本日の出席者をご紹介します。

茨城県、榊企画部長様、土木部長の代理で、澤島土木部ダム砂防室長様。栃木県、高橋総合政策部長様、池田県土整備部長様。埼玉県、企画財政部長の代理で、金井地域政策局長様、県土整備部長の代理で、遠藤副部長様、堀本企業局長様。千葉県、総合企画部長の代理で、大竹次長様、県土整備部長の代理で、増岡理事様。東京都、都市整備局長の代理で、鈴木都市づくり政策部調整担当課長様、建設局長の代理で、東野河川部計画課長様。

続きまして、関東地方整備局でございます。山田河川部長でございます。柿崎河川調査官でございます。福渡広域水管理官でございます。山本水災害予報企画官でございます。

続きまして、水資源機構でございます。自閉ダム事業部長でございます。鈴木ダム事業部次長でございます。北牧設計課長補佐でございます。最後になりますが、私、事業課長の若林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本幹事会につきましては、規約第6条の2によりまして、会議等の状況を中継映像により別室の一般傍聴室に公開しております。また、あわせて職員による記録撮影を行っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

また、取材及び別室での一般傍聴の皆様には、お配りしております注意事項に沿って適切に取材及び傍聴をされ、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。なお、議事の進行に支障を与える行為があった場合には、申しわけございませんが、退室いただく場合がございますので、あらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局山田河川部長よりごあいさつをさせていただきます。

◆挨拶（関東地方整備局）

○河川部長

関東地方整備局河川部長の山田でございます。

本日はお忙しい中、思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場第1回幹事会にお運びをいただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。思川開発事業に関しましては、去る9月28日に、国土交通大臣より検証を進めますよう、独立行政法人の水資源機構と私ども関東地方整備局に指示がございました。検証に係る検討につきましましては、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づきまして、関係地方公共団体からなる検討の場を設立すべく、1都4県の皆様方と調整をさせていただいたところでございます。皆様方の多大なご協力によりまして、去る12月20日付をもちまして、検討の場が設置され、本日、幹事会を開催することができました。これもひとえに皆様方のご協力と思います。心より感謝を申し上げたいと思っております。

検証に係る検討につきましましては、科学的合理性と地域間の利害の衡平性と透明性の確保、さらには関係される方々、地域の意向を十分反映させるための措置をとって検討を進めることとされているところでございます。1都4県の皆様方とは、検討の場、それから、この幹事会を通じまして、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めて、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。私ども関東地方整備局といたしましても、水資源機構さんとともに、できるだけ迅速に、予断なく検証に係る検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

本日は、まず今後の進め方についてご説明をさせていただくつもりでございます。構成員の皆様方におきましては、活発なご討議をお願ひいたしまして、簡単ではございますけれども、私のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○事業課長

どうもありがとうございました。

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

(カメラ退室)

○事業課長

それでは、議事に入らせていただきます。お手元にお配りしております議事次第に従いまして、説明させていただきます。

まず、資料1の規約について、事務局よりご説明いたします。

○設計課課長補佐

それでは、資料1をご説明いたします。資料1は、お手元にお配りしている検討の場の規約でございます。この規約については、事前に各知事様、代表市長様、区長様、町長様のご了解をいただいているものですので、概要のみのご説明とさせていただきます。

思川開発事業の検証については、先ほど河川部長からもございましたが、大臣からの指示によりまして、水資源機構及び関東地方整備局が行うこととされておりますので、規約の第3条、検討主体のところですが、独立行政法人水資源機構及び国土交通省関東地方整備局となっています。また、この第3条においては、検討主体が実施する内容について記載してございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

続きまして、第4条、検討の場でございます。検討の場のメンバーは別紙1に記載しておりますので、ご確認ください。これも事前にご了解を得まして、それぞれ関係の都県の知事様、代表の市長様、区長様、町長様ということで記載してございます。

規約に戻りまして、第5条の幹事会についても、別紙2にメンバーを記載してございます。関係都県のご担当部局長様を構成員として記載してございます。

さらに、規約については、第6条に情報公開の扱い、第7条には事務局ということで、この事務局については、検討主体と扱いが同様でございますけれども、水資源機構及び関東地方整備局に置くということを規定しています。

概要ですが、この規約の説明は、以上です。

続きまして、お配りしております資料2、資料3を、引き続きご説明します。

資料2は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目です。資料3は思川開発事業の検証に係る検討の進め方で、資料2、資料3、あわせて両方見ながら、ご説明をしたいと思います。

全体の流れを示している資料3ですが、上のほうから[ア]有識者会議「中間とりまとめ」の公表、[イ]ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定を経まして、[ウ]国土交通大臣から個別ダムの検証に係る検討の指示をいただいております。具体には、9月28日、国土交通大臣から、水資源機構及び関東地方整備局に対して、検討の指示がございました。

引き続き、検討主体が行う検討内容についてご説明します。まず、[オ]検証対象ダム事業等の点検を実施いたします。これについては、資料2の再評価実施要領細目の3ページに記載がございました。再評価の視点というところに、検証に当たっては、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理するとされております。また、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行います。なお、この詳細に点検を行った結果、総人件費、堆砂計画、工期、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等に変更がある場合は、その結果をもとに、以降の検討・評価を行っていくこととなります。

次に、資料3の[カ]の目的別の検討を行うこととなります。目的別というのは、治水、利水、流水の正常な機能の維持、その他ということですが、思川開発事業につきましては、治水、利水、流水の正常な機能の維持の目的がありますので、それらを並行して検討していくこととなります。

まず治水の検討内容ですが、治水の検討内容については、資料2の4ページをごらんく

ください。個別ダムの検証においては、まず複数の治水対策案を立案するとされており、この治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ず作成するとされています。また、ここで、複数の治水対策案ですが、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案するとされています。

さらに、複数の治水対策案の策定に当たっては、従来は河道掘削、引堤、遊水地といった、河川を中心とした対策がこれまでよく用いられてきたところですが、これに加えて、流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとされています。

具体的に検討すべき対策案として、資料2の4ページ以降、12ページにかけて多く記載されています。ダム、ダムの再開発、放水路、河道掘削から、流域対策を含めて、合計26の手法が記載されていますが、それらの手法を参考に、幅広い治水対策案を検討するということが求められています。

これらを組み合わせた複数の治水対策案を策定した後に、資料3のフローで言いますと、真ん中あたりの[ク]になりますが、概略評価により治水対策案を抽出とあります。概略評価により明らかに不適当と考えられる対策案を棄却したり、同類の対策については代表化させるなどにより、治水対策案について2～5案程度に抽出をします。

続いて、[ケ]の部分でございますけれども、治水対策案の評価軸ごとの評価に入ります。評価は、7つの評価軸により検討を行うということになります。この7つの評価軸は資料2の14ページ以降に記載がございます。

14ページをご確認いただきますと、評価軸についての記載がございます。まず1つ目は安全度、15ページにはコスト、3番目には実現性ということが、16ページにございます。4番目に持続性、17ページには、柔軟性、6番目に地域社会への影響、最後になります、18ページには環境への影響というように7つの評価軸によって評価を行うということになってございます。

続きまして、目的別評価の2つ目でございますが、資料3のフローで言いますと、[サ]のところの新規利水の観点からの検討ということでございます。これについては、資料2の20ページから記載がございます。

この中で、検討に当たっては、まず、検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業への参画継続の意思があるか、開発量としては毎秒何立法メートルが必要かを確認するとともに、また、必要に応じて、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請するとあります。また、あわせて、代替案が考えられないかという点についても要請するという記載がございます。これに基づきまして、後日、文書にてこれらをお願いすることとなりますので、ご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

これらについてご回答いただけましたら、検討主体は、確認した必要量を確保することを基本として、ダム事業者あるいは水利使用許可権者として有している情報に基づきまして可能な範囲で代替案を検討するということとございます。

概略検討の後に、治水対策案について、利水参画者等にご提示して、意見をお聞きすることになってございます。その後、治水対策案を評価軸ごとに検討し、治水対策案について総合的に検討するとされています。

利水の具体的に検討すべき対策案でございますが、21ページ以降に記載がございます。21ページから、24ページにかけて、ダム、河口堰等、いろいろ代替案の項目が出ておりますけれども、合計17の手法が記載されてございます。この17の手法を参考に、幅広い利水対策案を検討していくということが求められております。

利水対策案の評価軸ごとの評価でございますけれども、これも資料2の24ページに記載がございます。評価軸としては、まず1つには目標、次のページにはコストが2つめ、それから、26ページには、3つ目の実現性という記載がございます。27ページに、持続性、地域社会への影響、最後になりますが、28ページには、環境への影響ということで計6つでございますが、この評価軸により検討するということとなります。

続いて、目的別評価の3つ目、流水の正常な機能の維持でございます。これは、資料2の31ページでございます。流水の正常な機能の維持の観点からの検討という記載がございます。河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、利水代替案や利水評価軸を参考に点検を行うということになってございます。

以上の検討が終わった後に、資料3の[コ]の部分になります。目的別の総合評価というところになります。資料2の32ページに記載されています。32ページの総合的な評価の考え方というところでございます。目的別の総合評価においては、一定の「安全度」を確保するというを基本として、「コスト」を最も重視して検討を行うとされています。また、一定の期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性の確認や、環境や地域への影響などの評価軸による評価結果についても総合的に評価するとされています。これら目的別の総合評価を行い、フローの[セ]の部分でございますが、検証対象ダムの総合的な評価を行います。事業評価監視委員会の意見を聞いた上で、[ソ]の部分、対応方針案の決定をいたします。その後、[タ]検討主体から本省への検討結果の報告、[チ]有識者会議からの意見、国土交通大臣による判断という流れになります。

また、資料3の右側に、検討の進め方のポイントという記載がございますが、節目ごとにパブリックコメントを行うということ、また、有識者や関係住民、首長、関係利水者に対して意見聴取を行うということで、検討を進めていくということでございます。

以上、資料2、資料3の説明を終わります。

○事業課長

私どもが用意させていただきました資料は、以上でございます。

◆討議

○事業課長

これから討議に入らせていただきます。ご質問、ご意見等がございましたら、挙手の上、所属とお名前をご発言いただいた後に、質問等をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ご質問、ご意見いかがでしょうか。では、栃木県さん、よろしくお願いいたします。

○栃木県県土整備部長

栃木県の池田でございます。3点ほどお願いをしておきたいと思っております。

今回の件は、私どもの鹿沼市というところで事業をやっている訳でございます。鹿沼市の関係住民の方々も、この検証については大変関心を持っているところでございますので、山田部長からも話がございましたように、できるだけ速やかに検証を済ませていただきたいということと併せまして、今後のスケジュールもいつごろまでに答えを出そうとしているのか、わかりましたらば、明確にさせていただきたいというのが1点でございます。

それから、水源地域では生活再建の工事につきましては、地元の皆様にとりまして生活に密着しているということでございますので、ぜひ計画どおり進めていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。これは2点目でございます。

それから、3点目でございますが、代替案の検討に当たりましては、先ほどもちょっとございましたが、同程度ということでございますが、ぜひこれまでの期待した効果が十分に発揮されるような代替案の策定をお願いしたいと考えております。

簡単でございますが、3点ほどでございます。

○事業課長

引き続きまして、どうぞ。

○栃木県総合政策部長

同じく、栃木県の総合政策部長の高橋でございます。私のほうから、1点、ご要望を申し上げます。

ご存じのとおり、本県では、水源地域である鹿沼市と小山市の2つの市が利水参画をしておりまして、こちらも今回初めて検証に臨むということになります。こうした点も踏まえていただきまして、検証作業の仕組み、あるいは適用される法律・制度等につきまして、検証主体として、各利水参画者に対しまして、丁寧なご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○事業課長

どうもありがとうございました。

ほかに、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

では、東京都さん、お願いいたします。

○東京都都市整備局長代理

東京都の都市整備局の鈴木と申します。お世話になっております。

先般、八ッ場ダムにつきましては、先行して検証が行われているということでございまして、国土交通大臣のほうから、来年秋を目標としつつも、一刻も早くその結論を得られるように努力する、そういったコメントをいただいたところでございますが、今回検証に当たる思川開発事業につきましても、現在では具体的な検証の工程がまだ明らかになっていないということでございますので、こちらについて、早急に明らかにさせていただきまして、具体的な検証スケジュールを明らかにして、最大限早い時期に、我々参画している自

治体のほうに納得のできるような結論を出していただけるように、まず要望するというのが1点でございます。

それから、東京都もそうですが、既に定められている事業実施計画の内容と内容で期待された効果、それから工期ですけれども、こちらのほうが遵守されるということを前提に事業に参画しているという立場でございますので、このことを踏まえ、思川開発につきましても、一切の予断なく、速やかに検証を進めていただきたいと、その2点をご要望させていただきます。

以上です。

○事業課長

ありがとうございました。

では、埼玉県さん、よろしく願いいたします。

○埼玉県企画財政部長代理

埼玉県の地域政策局長、金井でございます。

建設中の水資源開発施設は、埼玉県にとりましても、安定給水の確保に必要な不可欠な施設でございます。思川開発につきましては、八ッ場ダムと同様に、既に暫定水利権を得て取水をいたしております。したがって、早期に検証を終わらせ、事業工期内に施設が完成されますよう要望いたします。

○埼玉県県土整備部長代理

埼玉県の県土整備部です。治水のサイドからお願いがあります。

埼玉県の利根川左岸の旧北川辺町、現在は加須市になっておりますが、過去に思川、そして渡良瀬川の出水によりまして大きな被害を受けております。また、利根川の堤防自体も、漏水等々が発生しております。このため、埼玉県としては、思川、渡良瀬川の治水対策が重要であり、この対策を進めることによって、埼玉県東部の治水の安全度を高めることになると考えております。埼玉県といたしましては、利根川、渡良瀬川の必要な安全度を適切に確保するようお願い申し上げます。

以上です。

○埼玉県企業局長

企業局長の堀本でございます。

水源開発施設は、必要になってから一朝一夕に建設できるということではございませんので、平常時での確保だけではなくて、今後、渇水を起こさない、それに対応できるという長期的視野に立った検証をお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

○事業課長

どうもありがとうございました。

それでは、茨城県さん、よろしく願いいたします。

○茨城県企画部長

茨城県の企画部長の榊でございます。

本県の場合には、思川開発事業の利水事業の分野では、古河市と五霞町が参画をしてございます。2つの自治体とも、地盤沈下の著しい地域でございまして、ぜひ表層水への転換を可能とするこの事業を推進していただき、検証については一日も早く終わらせて、27年度までの完成をお願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

○茨城県土木部長代理

茨城県の土木部です。治水の観点からお願いを申し上げます。

茨城県は、思川の本川であります渡良瀬川に面しておりまして、カスリーン台風の際には、渡良瀬川がございまして古河市におきまして破堤をし、甚大な被災をしているところでございます。まだこの地域では、この被災の記憶が今なお残っているような状況でございます。したがって、いかに早く治水の安全度を上げるかということが非常に重要なのではないかと考えております。そして、早く地域の不安を取り除くことが、我々にとって急務であると考えております。そのため、検討に当たっては、慎重に進めつつも、早く治水の効果が発揮できるというところを観点に置きまして、できるだけ早く検討の結果が出てくることを期待しております。よろしくお願いいたします。

○事業課長

どうもありがとうございました。

では、千葉県さん、よろしくお願いいたします。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県県土整備部理事の増岡と申します。他県さんのお話もありましたが、2点ほどご要望させていただきます。

八ッ場ダムの検証と同様に、思川開発事業の検証につきましても、最大限早い時期に検証の結論を出すべきであると考えております。検討主体であります関東地方整備局さんにおきましては、慎重に検証を進めていただき、一日でも早く検証の結論が得られることをお願い申し上げます。

また、2点目でございます。利根川の基本高水に関しましては、流出計算モデルの見直しを行うこととしております。思川開発事業も、八ッ場ダム同様に、利根川水系において洪水調節を担う重要な施設でございます。利根川の最下流に位置する本県としては、治水安全度の安易な引き下げは行わないよう、この場をかりて強くお願いを申し上げます。

以上でございます。

○事業課長

どうもありがとうございました。

各都県さんから一通りご質問、ご意見をいただいたようでございますので、ここで一人事務局から回答させていただきます。

○河川調査官

それでは、まず治水に関するご質問につきまして、関東地方整備局からご回答させていただきます。

治水に対する質問の中で、代替案の検討に際して、同程度のレベルでといったご質問や、安全度を安易に引き下げることのないようにというようなご質問がございました。

これに関しまして、今回のダムの検証につきましては、お配りしております資料2の再評価実施要領細目に従って実施することになっております。特にご質問に関連する分でございますと、4ページの最初のほうにございますが、複数の治水対策案の立案というところで、個別ダムの検証については、複数の案をつくるということと、そのうち一つは検証対象ダム、今回の場合で言いますと、思川開発、南摩ダムを含む案でございまして、そのほかに検証対象ダムを含まない方法による治水対策案を必ずつくるということで、その案をつくる場合には、複数の治水対策案は、河川整備計画を基本といたしまして、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容を設定することによってございますので、いずれにしても、代替案を考える場合は、整備計画の目標と同程度のものを達成することを基本として考えてまいります。思川のございますご当地の栃木県さん、あるいは下流の茨城県、千葉県さんからもご質問ございましたが、そういう意味で、整備計画と同程度のもので比較して検討してまいりたいと思っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○事業課長

続きまして、私から回答させていただきます。

まず、検討の今後のスケジュールについてのご質問を多数いただいております。思川開発事業につきましては、これから本格的に検討作業を進めていくという状況でございまして、大変申しわけありませんが、現時点でいつ検討が終了するかについて本日お示しすることは大変厳しいですが、皆様から多数のご意見をいただいておりますので、できる限り早く検討の結論が得られるように、検討主体として努力したいと考えております。また、検討に当たっては、予断を持つことなく、適切に行いたいということでございます。

続きまして、南摩ダムの地元の生活再建のお話でございました。思川開発事業につきましては、現在、転流工の段階ということで、引き続き、新たな段階に入らないということの基本の方針としております。その方針に基づいて、生活再建工事については、今後、適切に事業主体として進めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、利水、あるいは、利水の検討に当たっての長期的な視点といったご質問をいただいております。利水対策案は、先ほど事務局からご説明した細目にございますとおり、これから確認させていただく必要な開発水量を確保することを基本として立案することになっております。そういった中で、再評価の視点にもございますように、利水に関する評価軸の一つである目標について、各種計画との整合、あるいは渇水被害の抑止、経済効果等

の観点で適宜評価するとされておりますので、利水の観点の評価についても、細目によって適切に対応してまいりたいと考えております。

また、利水参画者への情報提供でございますが、本日お集まりの関係都県の皆様を含め、これまでも事業に関する情報につきましては、適宜提供させていただいているものと考えておりますけれども、今回、検証というステージでございますので、引き続き、機会をとらまえて、検証の進捗状況等について適切な情報提供を行いたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○事業課長

以上、事務局から回答させていただきましたが、追加のご質問、ご意見等がございましたら、よろしく願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

では、栃木県さん、お願いいたします。

○栃木県県土整備部長

八ッ場の検証作業が夏に始まっておりまして、それはもうご存じのとおりだと思うんですけども、23年の秋ごろまでに検証作業を終わらせましょうということが明示されているわけでございます。今回の思川につきましては、事業規模からすれば、八ッ場に比べてはるかに小さいということでございますので、適切にスケジュール、できるだけ早く明示したいというお話でございましたが、片方であれだけ大きなダムが検証スケジュールが示せたという中でございますので、ぜひこちらについても、しかるべき時期にしっかりと、いつごろまでにやりたいかということを示していただければありがたいというふうに思います。

○河川調査官

思川につきましては、きょうは第1回目でございますけれども、まさに検討を実施する体制がようやくできたというところでございますので、現時点でお答えするのはなかなか難しいという段階でございますけれども、できるだけ早く検証も結論が得られるように、我々も水資源機構さんと一緒になって検討を進めてまいりたいと思っております。

○事業課長

ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問もすべていただいたようでございますので、貴重な討議をありがとうございました。これを持ちまして、討議を終了させていただきたいと思っております。

◆閉会

○事業課長

最後に、水資源機構の自閑ダム事業部長より、閉会のごあいさつをさせていただきます。

○ダム事業部長

本日は、思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場の第1回幹事会ということで、貴重なご意見を賜り、まことにありがとうございます。今後とも検討の場、あるいは、この幹事会において、検討を進めてまいりたいと思っております。引き続きご協力のほど、よろしく申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

○事業課長

以上をもちまして、思川開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回幹事会）を閉会させていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

— 了 —